

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
選考試験受験者	試験種目別得点 総合得点 総合順位	合格発表の日から 1か月間	人事委員会事務局総務課 (県庁行政棟本館3階)

9 問い合わせ先

熊本県人事委員会事務局総務課任用係（県庁 行政棟本館3階）
〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号
電話（代表）096-383-1111 内線6834

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第3号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年9月9日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 古瀬 昭夫

- 1 開催日時
平成17年9月14日（水）
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本市東町4-11-1
熊本県健康センター 3階会議室
- 3 議題
平成17年8月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話096-383-1111 内線7080）

熊本県収用委員会公告第54号

公 示 に よ る 通 知

熊本県球磨郡五木村丙字金川1106・1131番23、1153番、1207番、1242番、1259番の土地所有者

氏名 山下耕司（持分45360分の21）

住所 居所不明ただし住民票上の住所

熊本県熊本市吉原町12番地

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管しているので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成17年9月1日付け熊収第143号の書面（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事の土地収用案件に係る審理開催通知書）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成17年9月22日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成17年9月9日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

熊本県教育委員会訓令第8号

本庁各課
各地方機関

熊本県八代郡竜北町及び同郡宮原町の公立学校に勤務する県費負担教職員の町の廃置合に係る訓令を次のように定める。

平成 17 年 9 月 9 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県八代郡竜北町及び同郡宮原町の公立学校に勤務する県費負担教職員の町の廃置分合に係る訓令

平成 17 年 7 月 21 日付け総務省告示第 820 号に基づき、熊本県八代郡竜北町及び同郡宮原町を廃し、その区域をもって同郡氷川町を設置する処分の効力が生じる際、現に竜北町及び宮原町にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、町の廃置分合の処分の効力が生ずる日をもって、現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって、熊本県八代郡氷川町公立学校教職員に任命され、現に勤務する所属に勤務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 9 号

本庁各課
各地方機関

熊本県玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令を次のように定める。

平成 17 年 9 月 9 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令

平成 17 年 7 月 21 日付け総務省告示第 817 号に基づき、熊本県玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町を廃し、その区域をもって玉名市を設置する処分の効力が生じる際、現に玉名市、岱明町、横島町及び天水町にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、市町の廃置分合の処分の効力が生ずる日をもって、現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって、熊本県玉名市公立学校教職員に任命され、現に勤務する所属に勤務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

熊本県海面利用協議会告示第 1 号

熊本県海面利用協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは次のとおり。

平成 17 年 9 月 1 日

熊本県海面利用協議会会長 川 崎 幸 夫

- 1 開催日時
平成 17 年 9 月 27 日（火）午後 2 時
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 10 階 林務水産部会議室
- 3 議題及び協議事項
 - (1) 第 5 期熊本県栽培漁業基本計画について
 - (2) 資源回復計画について
 - (3) 遊漁（海洋レクリエーション）と漁業とのトラブルについて
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議開始の時刻までに、協議会会長の許可を受けたいうで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県海面利用協議会（熊本県林務水産部漁政課漁業調整係）
（電話 096-383-1111 内線 5681）

